下水道の整備促進に関する提言・要望

基幹的な生活環境施設として極めて重要な下水道の整備を効率的・効果的に 促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 下水道事業の計画的な普及拡大並びに整備促進を図るとともに、合流式下 水道の改善、老朽化する管きょ等下水道施設の改築・更新の促進が図られる よう、十分な予算を確保するとともに所要の財政措置を講じること。
- 2.局地的大雨や都市化の進展に伴う内水氾濫等災害の防止·軽減を図るため、 浸水対策、安全対策について十分な予算を確保するとともに所要の財政措置 を講じること。
- 3. 人口規模等により高額となっている下水道事業の資本費について、交付税 措置の充実を図ること。
- 4. 納付者の利便性の向上を図るため、下水道受益者負担金・分担金について、 市税と同様にコンビニエンスストアでの納付が行えるよう、収納の事務の私 人への委託が可能となるよう見直すこと。